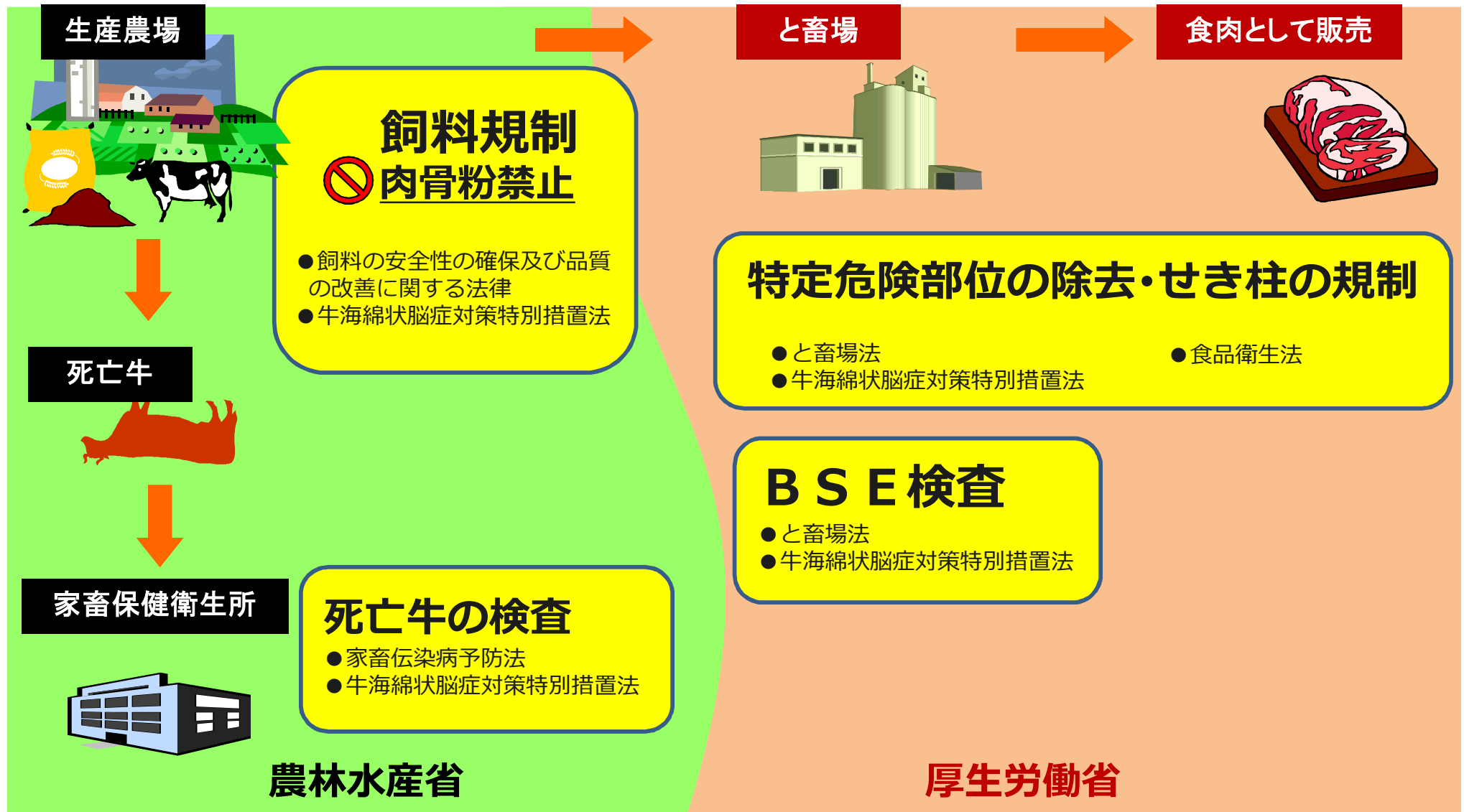


我が国における飼料規制について

平成28年12月
農林水産省

国内におけるBSE対策の概要

- 飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）（注）>

（注） 個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。

※厚生労働省スライドより抜粋

飼料規制の基本的考え方について

1. BSEの**感染源となりうる原料**の飼料利用を規制

(原料規制)

- 肉骨粉、魚粉、動物性油脂等の牛用飼料への利用禁止

2. 牛用飼料とその他飼料の分離(**ライン分離**)

(製造規制)

- 牛用飼料とその他飼料の交差汚染を防止するため、飼料の製造、出荷、運送、保管、給与の各段階において分離

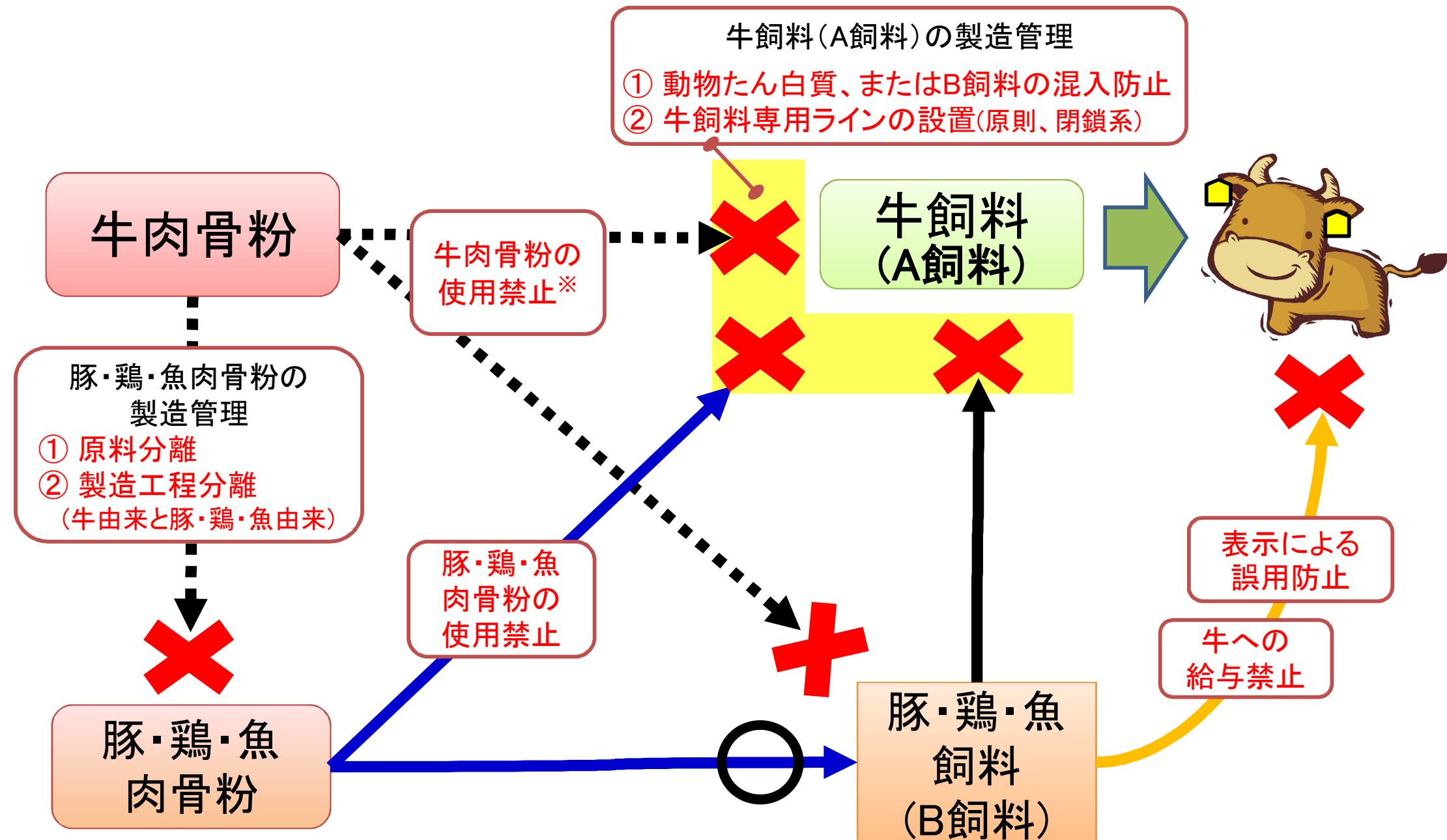
肉骨粉に関する我が国の飼料規制

用途 由来動物		飼料			
		牛用	豚用	鶏用	養魚用
肉骨粉の種類	牛	×	×	×	○
	SRM※				×
	豚	×	○	○	○
	鶏	×	○	○	○
	魚	×	○	○	○

※ 日本：(全月齢)扁桃、回腸遠位部
(30か月齢超)頭部[脳、眼など]、脊髓、脊柱

○：利用可能
×：利用禁止

牛肉骨粉の飼料規制の概要



※ 牛肉骨粉は魚飼料のみに使用可能

現行の飼料規制の遵守状況

(1) FAMICによる牛用飼料の検査状況

年 度	24年度	25年度	26年度
検査点数	248	245	219
うち、違反点数	0	0	0

(2) 都道府県による農家段階の検査状況

年 度	24年度	25年度	26年度
検査箇所数	4, 066	5, 123	5, 711
うち、違反箇所数	0	0	0

検査結果

製造段階において、牛用飼料に肉骨粉が混入するなどの違反事例なし。
農家段階においても、牛に豚、鶏等用飼料や肉骨粉が誤用されるなどの違反事例なし。